平成29年第38回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

- 1、平成29年第38回岩手町農業委員会総会は、平成29年5月25日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。
- 1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。
 - (1) 報告第1号 平成28年度岩手町農業委員会事業報告の承認について
 - (2) 報告第2号 農地法により使用貸借権設定された農地の解約について
 - (3) 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - (4) 議案第1号 平成29年度岩手町農業委員会事業計画(案)の決定について
 - (5) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - (6) 議案第3号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の 決定について
 - (7) 議案第4号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の 決定について
- 1、本日の出席委員は、次のとおりである。
 - 1番 山口 弘
 - 2番 中村 重信
 - 3番 國枝 金一
 - 4番 細野 清悦
 - 8番 田中 正志
 - 9番 遠藤 美江子
 - 10番 佐々木 金見
 - 12番 澤村 博美
 - 13番 佐々木 夏子
 - 14番 千葉 靜子
 - 15番 幅 清一
 - 16番 福士 好子
 - 17番 遠藤 幸夫
 - 18番 佐々木 由和(職務代理)

(議長)19番 松本 良子(会長)

- 1、本日の欠席委員は、次のとおりである。
 - 5番 井戸 ツヨミ
 - 6番 黒澤 金一
 - 7番 太布 光則
 - 11番 横澤 稔秋

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長民部田 政彦農地振興係主幹滝川 勉副主幹府金 昌代主 任畑中 功

(開会時刻 午後1時30分)

- 議 長 ただいまから第38回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、5番井戸ツヨミ委員、6番黒澤金一委員、7番太布光則委員、11番横澤稔秋委員の4名であります。
- 議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規 則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

- 議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。18番佐々木由和委員、1番山口弘委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任にお願いいたします。
- 議 長 本日の総会は、配布してあります報告3件 議案4件の提出があります。お諮り します。報告3件 議案4件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

- 議 長 異議なしと認め、報告3件 議案4件を議題とすることに決定いたしました。
- 議 長 報告第1号、平成28年度岩手町農業委員会事業報告の承認について、別紙のとおり平成28年度岩手町農業委員会事業報告の承認を求める、の件であります。事務局の説明を求めます
- 事 務 局 平成28年度岩手町農業委員会事業報告の承認についてご説明いたします。 先月の農政小委員会により承認を受けた事業報告について総会にご報告をいたし ます。

この「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」につきましては、ホームページで公表されるものでございます。平成 28 年度の農業委員会の

活動のまとめになるものでございます。

(以下、資料に基づき説明)

以上報告第1号に係る事務局説明を終わります。

- 議 長 ただいま報告第1号について説明いただきましたが、この件について、皆さんの 方から質問、ご意見がございましたならお願いいたします。
- 15番幅委員 4ページの現状及び課題で、28年度の新規参入者は1経営体ですが、今年の予想は、見込みはありますか。どうですか。
- 事 務 局 それは、本日の議案第1号で提出されておりますが、1経営体ということで目標 は設定してございます。
- 15番幅委員 わかりました。
- 議 長 あとありませんか。

(なしの声)

- 議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。報告第1号、平成28年度岩手町農業委員 会事業報告の承認について、を終わります。
- 議 長 続きまして報告第2号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、 の件であります。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 農地法により使用貸借権設定された農地の解約についてご説明いたします。 解約する農地の所在は五日市第9地割地内の牧草畑4,186平方メートルです。借 受人が規模縮小のため、解約をするものです。

以上報告第2号に係る事務局説明を終わります

議 長 ただいま報告第2号について説明いただきましたが、この件について、皆さんの 方から質疑を受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。報告第2号、農地法により使用貸借権設 定された農地の解約について、を終わります。

- 議 長 続きまして報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、の件であります。事務局の説明を求めます
- 事務局 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。

砂利採取のため農地法第3条に基づき賃貸借権設定された農地を農地法第18条の規定により合意解約するものであります。

以上報告第3号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま報告第3号について説明いただきましたが、この件について、皆さんの 方から質疑を受けたいと思います。

(なしの声)

- 議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。報告第3号、農地法第18条第6項の規定 による通知について、を終わります。
- 議 長 それでは、議案に入ります。議案第1号、平成29年度岩手町農業委員会事業計画 (案)の決定について、の件でございます。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第1号、平成29年度岩手町農業委員会事業計画(案)の決定について、ご 説明いたします。先月の農政小委員会により審議した事業計画について総会で決定 を求めるものであります。

(以下、資料に基づき説明)

以上議案第1号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま第1号議案について、事務局より説明をいただきました。この件について、皆様の方から質疑ございましたならお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号、平成29年度岩 手町農業委員会事業計画(案)の決定について、原案のとおり可と決定することに、 ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

- 議 長 続きまして議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見 の決定について、別紙のとおり、農地法第4条第2項の規定を準用し提出された許 可申請について、同条第3項の規定により意見の決定を求める、の件であります。 事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 受付番号2番、土地の所在は大坊5地割地内の畑1筆のうち面積2,304平方メートルの土地を使用貸借し、借受人が牛舎等を建設しようとするものです。 以上で議案第2号に係る説明を終わります。
- 議 長 これは、現地調査がありますね。それでは、現地調査の結果を報告願います。
- 16番福士委員 現地調査の結果を、委員番号16番福士が報告します。本日午前9時から事務局2 名と、13番佐々木委員と17番遠藤委員と私とで現地を確認して参りました。

受付番号2番の件について報告いたします。地区は岩瀬張板橋地区で、●●の北へ 1.2kmほど先の葛巻町との町境付近で、申請者の自宅と畜舎に隣接する農地でした。現地を確認しましたところ畑として使用されており、現在の土地の利用状況及び農地を転用する計画の内容、周辺農地への影響など、いずれについても問題が無く、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 ただいま現地調査の報告をいただきました。この件について、皆様の方から質疑 を受けたいと思います。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号、農地法第5条 第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり可とする 意見に決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

- 議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。
- 議 長 続きまして、議案第3号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の 策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に 基づき、別紙のとおり策定された平成29年度岩手町農用地利用集積計画について、 可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定に ついてご説明いたします。

受付番号1番及び2番は所有する全農地を15年間、岩手県農業公社に使用貸借しようとするものです。

受付番号3番は所有する全農地のうち畑を全筆、15年間、岩手県農業公社に賃貸借しようとするものです。

受付番号4番は所有する全農地のうち田を 10 年間、全筆岩手県農業公社に賃貸借しようとするものです。

以上で議案第3号に係る説明を終わります。

議 長 ただいま説明が終わりました。この件について、皆様の方から質疑ございました ならお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第3号、農地中間管理 事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、原案の とおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

- 議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。
- 議 長 続きまして、議案第4号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の 策定に対する意見の決定について、別紙のとおり策定された平成29年度岩手町農用 地利用配分計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規 定に基づき、意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。 なお、本案件は、16番福士好子委員に関する案件が含まれておりますので、福士 委員には退席願います。

(16番福士好子委員退席)

事 務 局 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に係る意見の決定について、26ページをお開きください。

先ほど、議案第3号により議決いただいた受付番号1番及び2番の農地を、岩手 県農業公社から記載の者が15年間使用貸借しようとするものです。

続いて28ページをお開きください。

議案第3号により議決いただいた受付番号3番の農地を、岩手県農業公社から記

載の者が15年間記載の金額で賃貸借しようとするものです。

続いて30ページをお開きください。

同様に受付番号4番の農地を岩手県農業公社から記載の者が 10 年間使用貸借しようとするものです。

以上で議案第4号に係る説明を終わります。

議 長 ただいま説明が終わりました。この件について、皆様の方から質疑ございました ならお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第4号、農地中間管理 事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、原案の とおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

(16番福士好子委員復席)

議 長 この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありません か。

(なしの声)

議 長 ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。 これで本日の会議を閉じ、第38回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時03分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長

18番 印

1番 印